

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	道路内建築の許可（公共用歩廊等の道路内建築の許可）	根拠条項	法第44条第1項第4号								
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号、発住5号、発備第2号） ・「道路附属建築物の取扱い」（昭和45年1月29日住街発1550号） <p>○建築基準法施行令第145号第2項、第3項</p> <p>※建築審査会の同意が必要。</p>										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO	30
							標準経由期間		日		